

薬 第 4 1 2 6 号  
平成 2 5 年 3 月 8 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則の施行について（通知）

平成24年12月1日付けで「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年条例123号。以下「条例」という。）が全面施行されました。条例により、疾病の診断等人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途に用いられる場合を除き、知事指定薬物を含有する製品の販売、授与、使用及び使用目的の所持等の行為が禁止され、違反した場合には罰則の対象となります。

このたび、条例第9条の規定に基づき知事指定薬物を指定するとともに、条例第10条第2項の「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」を定めるため、平成25年3月8日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

## 記

### 1. 知事指定薬物の指定

#### 指定された物質

次に掲げる8物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物として指定しました。

- 一 2-（エチルアミノ）-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類
- 二 1-（2, 3-ジクロロフェニル）ピペラジン及びその塩類
- 三 2-ジフェニルメチルピロリジン及びその塩類
- 四 1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ブタン-1-オン及びその塩類
- 五 1-（4-ブロモフェニル）-2-（メチルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類
- 六 2-（メチルアミノ）-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類
- 七 2-（メチルアミノ）-1-（3, 4-メチレンジオキシフェニル）ペンタン-1-オン及びその塩類
- 八 1-（4-メトキシフェニル）-2-（ジメチルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類

九 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

2. 「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」の規定

次に掲げる用途を条例第 10 条第 2 項の「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」として規定しました。また、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途に係る留意事項等について、別紙「知事指定薬物に係る人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途について」として取りまとめたのでご留意ください。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

(2) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 69 条第 3 項に規定する試験の用途

(3) 薬事法第 76 条の 6 第 1 項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあつては、それぞれ右欄に掲げる用途

1— (2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、(1) に掲げる者における場合を除き、かつ人の身体に使用する場 合以外の場合に限る。) 又は 元素又は化合物に化学反応を起こさ せる用途
2—ジフェニルメチルピロリジン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、(1) に掲げる者における場合 を除き、かつ人の身体に使用する場 合以外の場合に限る。)

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める用途

3. 施行期日

平成 25 年 3 月 8 日

薬務課麻薬毒劇物グループ  
TEL: 06-6941-9078 (直通)  
FAX: 06-6944-6701

## 知事指定薬物に係る人の身体に対する 危害の発生を伴うおそれがない用途について

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成 24 年条例 123 号。以下「条例」という。）第 10 条第 2 項に規定する「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」については、第 1 から第 3 までに掲げるものとする。また、知事指定薬物を人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途に使用するため、販売若しくは授与、購入若しくは譲受を行う場合には、第 1 から第 3 までにそれぞれ記載している注意事項にご留意ください。

第 1 すべての知事指定薬物に共通して認められる人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途

(1) 学術研究または試験検査

1. 概要

① 次に掲げる者（以下「国の機関等」という。）における学術研究又は試験検査の用途に限り、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として認めるものとする。

- ・ 国の機関
- ・ 地方公共団体及びその機関
- ・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関
- ・ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

② 学術研究又は試験検査の内容・目的については、特段の制限を設けないものとする。

2. 留意事項

① 本用途に供するために知事指定薬物の販売又は授与（以下「販売等」という。）を行う者は、知事指定薬物の販売等を行う際には、知事指定薬物の購入又は譲受を行う者（以下「購入者」という。）の名称や知事指定薬物を使用する場所を確認するなど、購入者が国の機関等であることを確認しなければならないものとする。

② 国の機関等は、知事指定薬物が「人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」として規制されている物質であることにかんがみ、必要最低限の量の入手にとどめるとともに、部外者による盗難や研究員による不正な持ち出し等が行われないよう適切な管理をし、また、廃棄を行う際には、廃棄物を盗取されないよう適切な方法をもって廃棄するものとする。

## (2) 薬事法第 69 条第 3 項に規定する試験

### 1. 概要

薬事法第 69 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事（厚生労働大臣又は都道府県知事から試験を委託された検査機関を含む。以下「試験機関等」という。）が試験を行う用途について、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として認めるものとする。

### 2. 留意事項

- ① 本用途に供するために知事指定薬物の販売等を行う者は、知事指定薬物の販売等を行う際には、購入者の名称や知事指定薬物を使用する場所を確認するなど、購入者が試験機関等であることを確認しなければならないものとする。
- ② 試験機関等は、知事指定薬物が「人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」として規制されている物質であることにかんがみ、部外者による盗難等が行われないよう適切な管理をし、また、廃棄を行う際には、廃棄物を盗取されないよう適切な方法をもって廃棄するものとする。

## (3) 薬事法第 76 条の 6 第 1 項に規定する検査

### 1. 概要

薬事法第 76 条の 6 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣、都道府県知事又はそれらの指定する者（以下「検査機関等」という。）が検査を行う用途について、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として認めるものとする。

### 2. 留意事項

- ① 本用途に供するために知事指定薬物の販売等を行う者は、知事指定薬物の販売等を行う際には、購入者の名称や知事指定薬物を使用する場所を確認するなど、購入者が検査機関等であることを確認しなければならないものとする。
- ② 検査機関等は、知事指定薬物が「人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」として規制されている物質であることにかんがみ、部外者による盗難等が行われないよう適切な管理をし、また、廃棄を行う際には、廃棄物を盗取されないよう適切な方法をもって廃棄するものとする。

## (4) 犯罪鑑識の用途

### 1. 概要

警察、税関その他犯罪鑑識を実施する機関（以下「警察等」という。）が犯罪鑑識を行う用途について、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として認めるものとする。

### 2. 留意事項

- ① 本用途に供するために知事指定薬物の販売等を行う者は、知事指定薬物

の販売等を行う際には、購入者の名称や知事指定薬物を使用する場所を確認するなど、購入者が警察等であることを確認しなければならないものとする。

- ② 警察等は、知事指定薬物が「人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」として規制されている物質であることにかんがみ、部外者による盗難等が行われないよう適切な管理をし、また、廃棄を行う際には、廃棄物を盗取されないよう適切な方法をもって廃棄するものとする。

## 第2 知事指定薬物ごとに認められる人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途

### (1) 学術研究又は試験検査の用途

#### 1. 概要

- ① 次に掲げる知事指定薬物を使用し、第1の(1)1.①に掲げるもの以外の学術研究又は試験検査の用途について、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として認めるものとする。

- ・ 1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物
- ・ 2—ジフェニルメチルピロリジン、その塩類及びこれらを含有する物

- ② 学術研究又は試験検査の内容・目的については、特段の制限を設けないものとする。

#### 2. 留意点

- ① 本用途に供するために知事指定薬物の販売等を行う者は、知事指定薬物の販売等を行う際には、購入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、学術研究又は試験検査の種類及び目的等の確認を行わなければならないものとする。
- ② 本用途に使用する者は、知事指定薬物が「人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」として規制されている物質であることにかんがみ、必要最低限の量の入手にとどめるとともに、部外者による盗難や研究員・従業員等による不正な持ち出し等が行われないよう適切な管理をし、また、廃棄を行う際には、廃棄物を盗取されないよう適切な方法をもって廃棄するものとする。

### (2) 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

#### 1. 概要

- ① 次に掲げる知事指定薬物（以下「化学反応知事指定薬物」という。）を使用し、元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途について、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として認めるものとする。

- ・ 1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物

- ② 「元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途」とは、化学反応を起こさせる主体を問わず、何らかの目的（※）をもって、化学反応知事指定薬物

を用いて他の元素又は化合物に何らかの化学反応を起こさせる用途を指すものとする。

※ 当該化学反応については、学術研究、製品の製造等を目的として行われることを想定している。

## 2. 留意点

- ① 本用途に供するために化学反応知事指定薬物の販売等を行う者は、化学反応知事指定薬物の販売等を行う際には、購入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、化学反応の種類及び目的等の確認を行わなければならないものとする。
- ② 本用途に使用する者は、知事指定薬物が「人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」として規制されている物質であることにかんがみ、必要最低限の量の入手にとどめるとともに、部外者による盗難や研究員・従業員等による不正な持ち出し等が行われないよう適切な管理をし、また、廃棄を行う際には、廃棄物を盗取されないよう適切な方法をもって廃棄するものとする。

## 第3 その他の「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」

### 1. 概要

第1及び第2に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める用途についても同様に認めるものとする。

### 2. 留意点

- ① 第1及び第2に掲げる用途以外の用途に供するために知事指定薬物を購入し、又は製造する者は、事前に、「知事指定薬物の用途に係る報告書」（別紙様式）に必要事項を記載し、当該用途の詳細を示す資料を添付した上で大阪府健康医療部薬務課に2部提出し、「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」として認められるか否か確認を求めるものとする。
- ② 大阪府健康医療部薬務課は、①で提出された「知事指定薬物の用途に係る報告書」及び資料を審査の上、「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」として認められる場合には、大阪府確認欄の特記事項欄に記載の上、押印した「知事指定薬物の用途に係る報告書」を当該確認を求めた者に交付するものとする。
- ③ 第1及び第2に掲げる用途以外の用途に供するために知事指定薬物の販売等を行う者は、知事指定薬物の販売等を行う際には、購入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに「知事指定薬物の用途に係る報告書」（大阪府確認欄の特記事項欄に記載の上、押印したもの）を確認しなければならないものとする。
- ④ 本用途に使用する者は、知事指定薬物が「人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物」として規制されている物質であることにかんがみ、必要最低限の量の入手にとどめるとともに、部外者による盗難や関係者等による不正な持ち出し等が行われないよう適切な管理をし、また、廃棄を行う際には、廃棄物を盗取されないよう適切な方法をもって廃棄するものとする。

別紙様式

知事指定薬物の用途に係る報告書

平成 年 月 日

大阪府知事様

氏名（法人にあっては  
名称及び代表者の氏名） \_\_\_\_\_ 印  
住所（法人にあっては  
主たる事務所の所在地） \_\_\_\_\_

営業所の名称 \_\_\_\_\_  
同所在地 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_ 電話（ ） \_\_\_\_\_

今般、下記の知事指定薬物を下記の用途に供することにつき、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途であることを認めていただきたく、報告いたします。

用いる知事指定薬物の 名 称	
知事指定薬物の用途	
上記用途に知事指定薬物 を用いなければならない 理由	
大阪府 確認欄	特記事項  大阪府健康医療部薬務課  印

- (注) 1. 「知事指定薬物の用途」「上記用途に知事指定薬物を用いなければならない理由」については、具体的かつ詳細に記載するものとし、各欄に書ききれない場合は別紙に記載の上添付すること。  
2. この報告書は正副2通作成すること。  
3. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。